

議決権行使の指図に関する当社の基本方針

H S B C 投信株式会社

1. 基本方針

当社は運用会社としてその受託者責任を果たす為、投資対象先のコーポレートガバナンスに参画し投資家の投資収益の極大化を図って参ります。この目的の達成のために投資先企業の株式に対し、以下のガイドラインに基づき、株主としての議決権を行使いたします。

2. 議決権行使の基準

- ① 利益処分案・配当金に関する議案 :
基本的に賛成いたします。ただし、配当性向等の著しい低さに対し明確な説明がない場合には個別に検討、判断いたします。
- ② 取締役の選任・報酬等に関する議案 :
基本的に賛成いたします。ただし、候補者が反社会的行為等で企業価値を著しく下落させる恐れが認められる場合には個別に検討、判断いたします。
- ③ 自社株式の買い戻し等に関する議案 :
基本的に賛成いたします。ただし、当該買い戻しが財務的に著しく不合理であると見られる場合は個別に検討、判断いたします。
- ④ 定款変更・営業政策・資本財務政策等 :
基本的に賛成いたします。ただし、当該案件が企業価値増大に著しく不適切であると見られる場合は個別に検討、判断いたします。
- ⑤ 株主提案 :
個別に精査検討のうえ判断いたします。

3. 議決権行使の意思決定プロセス

当社では上記方針・基準の下、運用部門が他の部署から独立して判断を行います。各受託資産を運用担当しているファンドマネジャーが、議決権行使指図依頼書を受領後、受益者の投資収益の極大化を唯一の判断基準として、行使しております。このファンドマネジャーの行為は運用部門責任者であるC I Oにより統括され、承認を受ける仕組みとなっております。

なお、当社運用部門では個別企業の株主に対する姿勢を重点項目として日常的に調査しており、株主価値の増大が見込めない企業の株式は市場で売却するのが一般的である点を申し添えます。

4. その他留意事項

外国株式に係る議決権行使については、当該国の実情に応じてその指図を行います。ただし、当社が海外の関係会社等へ運用を再委託している場合には再委託先が自ら定める議決権行使ガイドラインに基づき議決権行使を行います。